

県立病院の経営安定化に関する意見書（案）

本県における基幹病院、拠点病院の役割を担う県立病院は、地域医療の最後の砦として、救急医療や災害医療、へき地医療など、地域に必要な医療を公平・公正に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することを使命としている。

こうした重要な使命を担い、新型コロナウイルス感染症医療にも取り組む県立病院で院内感染が発生すれば、本県の地域医療に重大な影響を及ぼしかねないことから、医療の充実に加え、院内感染を防止するための医療器械の整備や診療材料の確保、また、外来患者への問診や検温のほか、救急患者等に対する抗原検査やPCR検査の導入などの水際での感染防止対策にも取り組んでいるところである。

こうした対策のための費用が必要となる一方で、既に外来患者や入院患者の減少といった影響も出ており、今後、患者が受診を控えるなどの行動変容も想定され、患者数の回復が見通せない状況であることに加え、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波も予想される中で、大幅な収支の悪化は避けられない状況にあり、経営の悪化により県立病院の本来の役割が果たせなくなる事態が懸念されるところである。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症対策に大きな役割を果たしている県立病院が、今後とも地域医療の中核として圏域の医療体制を支えることができるよう、病院経営の弾力性を確保し、病院の経営基盤の安定化を図るために、状況に応じた制度の検討を行うとともに、国費による財政支援が一層拡充されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年7月13日

香川県議会